地方法人課税を巡る動向と東京都の主張

～今こそ地方自治の原点に立ち返った議論を～

平成26年９月
東　　京　　都

は　じ　め　に

○　真の地方自治は、地方自治体が自らの権限とそれに見合う財源により、主体的に行財政運営を行うことで初めて実現できるものである。

○　しかしながら、昨今の地方財政を巡る議論は、10兆円にのぼる地方財源不足がある中で、この莫大な財源不足をどう解消するかという本質的な議論が棚上げにされたまま、都市と地方の財源争いという構図に矮小化され、その結果、地方自治の危機とも言える制度の見直しが断行されてきた。

○　最終支出ベースにおける国と地方の歳出の比率と、国民が負担する租税収入の配分における国と地方の比率が逆転しているという状況が示す通り、地方が抱える巨額の財源不足は、限られた地方財源を奪い合うことによっては解決しない。今改めて必要なことは、総体としての地方税財源の充実強化を地方自治体が一体となって、国に強く求めていくことである。

○　今年度は、成長志向の法人税改革に向けた議論が活発に行われており、また年末には消費税率10%への引上げに関する政治判断もなされようとしている。このような意味において、今年度はこれまでの地方法人課税を巡る問題を含め、極めて重要な局面に入っていると言える。

○　本資料は、こうした状況に鑑み、地方法人課税改革の動向と、このことに対する東京都の考え方を改めて整理したものである。

○　今後も平成27年度税制改正へ向け、状況は日々刻々と変化していく。本資料は、その状況の変化に応じ、適宜適切に資料の改訂や主張の追加、補足等を行っていく。

地方法人課税を巡る動向と東京都の主張　～今こそ地方自治の原点に立ち返った議論を～

頁

Ⅰ　地方自治の根幹を揺るがしかねない近年の地方法人課税の動向

- 地方自治の根幹を揺るがしかねない近年の地方法人課税の動向　1
- 地方税財政制度に関する東京都の基本的主張　2

Ⅱ　法人実効税率引下げの動向と東京都の主張

- 法人実効税率の引下げに係る各方面の主張と経緯（骨太の方針2014まで）　3
- 法人実効税率の引下げについて　4
- 法人二税の超過課税について　5
- 外形標準課税の拡大について　6

Ⅲ　税源の偏在是正問題に関するこれまでの動きと東京都の主張

- 法人事業税の暫定措置について　7
- 法人事業税の暫定措置の問題点　8
- 平成26年度税制改正で示された地方法人課税の偏在是正①　9
- 平成26年度税制改正で示された地方法人課税の偏在是正②　10
- 地方法人税について　11
- 地方法人税の問題点　12

Ⅳ　日本経済の成長を牽引することが東京の使命

- 日本経済の成長を牽引することが東京の使命　13

Ⅰ　地方自治の根幹を揺るがしかねない近年の地方法人課税の動向

地方自治の根幹を揺るがしかねない近年の地方法人課税の動向

法人事業税の暫定措置の導入（H20年度）

・法人事業税の一部を、地方法人特別税として国税化
・国税化された税収は、地方法人特別譲与税として課税根拠と無関係に配分
・東京都の影響額は累計で約△１兆円

受益と負担という地方税の原則に反した措置

地方法人税の導入（H26年度）

・法人住民税の一部を地方法人税として国税化
・地方法人税の税収は、全額を地方交付税原資化
・東京都の影響額は約△1,800億円（平年度）

地方税の原則・地方分権の考え方に反した措置を恒久化

法人実効税率引下げに関する動向（H27以降改正）

① 国が法人実効税率の引下げを「骨太の方針」に明記
② 代替財源の確保や、地方自治体の超過課税のあり方が焦点化
③ 東京都などに超過課税の廃止等を要請する意向が国にある旨の報道

代替財源なき法人実効税率の引下げは地方へ甚大な影響

国が超過課税の廃止等を要請することは、憲法によって保障された地方の課税自主権を無視する行為

今後実施が想定される偏在是正措置等（H27以降改正）

① 地方法人特別税の廃止（消費税率10%引上げ段階）とともに、他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討
② 法人住民税の地方交付税原資化のさらなる拡大

地方間による財源調整が拡大すれば自主財源の拡充による地方分権改革が更に後退

たび重なる税制度の不合理な変更により
地方自治の後退が懸念される

地方税財政制度に関する東京都の基本的主張

○　地方の自立と主体的な地域の課題解決に向けては、更なる**地方分権の推進と財政自主権の確立により、地方自治体が自らの権限と財源に基づいて行財政運営を行う真の地方自治の実現が不可欠**である。

○　しかし、**国と地方の歳出比率が４：６**である一方、国民が負担する**租税収入**の配分における**国と地方の比率**は、**６：４という逆転**した状況となっている。

○　あるべき方向は、地方分権の確立に向けた国と地方の役割分担の見直しと併せて、**国と地方の税収比率を歳出比率に見合うものとしていくこと**であり、そのためには、**地方消費税の拡充をはじめとする地方税の充実・強化を国に対し訴えていかなくてはならない。**

○　また、**地方交付税制度の持つ財源保障機能及び財源調整機能をより適切に発揮**させていくことも重要であり、地方交付税の**法定率引上げや、地方の実態に見合った財政需要を地方財政計画に的確に反映すること**など、国が責任を持って対応するよう、地方が一致団結して主張していく必要がある。

○　東京都は、これからも、他の地方自治体などとも連携しながら、**あるべき地方税財政制度の実現に向けて、総体としての地方税財源の充実強化**を目指していく。

Ⅱ　法人実効税率引下げの動向と東京都の主張

法人実効税率の引下げに係る各方面の主張と経緯（骨太の方針2014まで）

首相発言
（H26.1　ダボス会議）
- 法人にかかる税金の体系も、国際相場に照らして競争的なものにしなければならない
- 異次元の税制措置を断行。本年、さらなる法人税改革に着手

反映

経済財政諮問会議
政府税制調査会
与党税制調査会
で議論

骨太の方針
(H26.6)
- 成長志向に重点を置いた法人税改革に着手
- 数年で法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指す

法人実効税率の国際比較

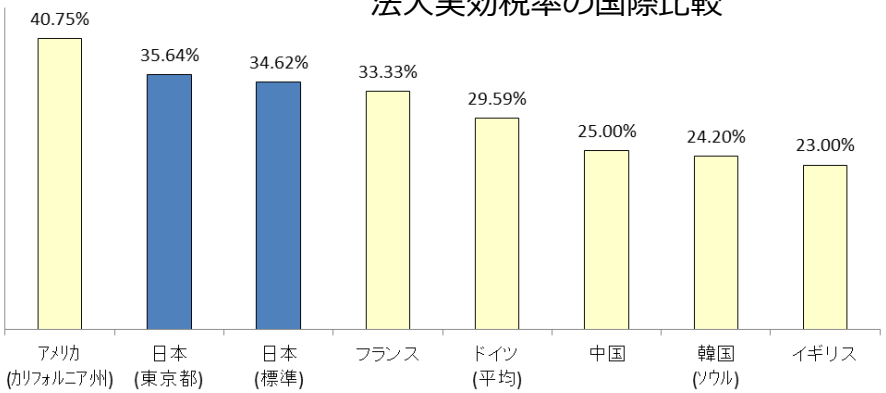

引下げ推進派

甘利経済再生担当大臣
- 今35%強の法人実効税率を、30%を切る水準まで下げるということがマーケットへのメッセージになる
- その実施を出来るだけ早くした方が良い（５年を目途）
- 25年度決算における法人税収の上振れは構造要因によるものであって、いわば準恒久財源たり得ると思っている

経済財政諮問会議（民間議員）
- 法人実効税率をアジア近隣諸国並み（25%程度）に引き下げることを目指し検討すべき
- デフレ脱却による構造的な税収拡大が予算を上回る場合、法人実効税率引下げに還元することが考えられる

財政規律派

麻生財務大臣
- 政策税制の抜本的見直しを含めた徹底的な課税ベースの拡大のみならず、他税目での増収策が必須

野田自民党税制調査会長
- （法人実効税率の引下げは）法人税の課税ベースの拡大とセットである

全国知事会
- 法人実効税率の引下げの検討を行う場合には、課税ベースの拡大や、他税目での増収策による代替措置により、地方の歳入に影響を与えることのないようにすべき

法人実効税率の引下げについて

法人実効税率の引下げに際しては、確実な代替財源を確保し、不交付団体を含むすべての地方に影響を与えないことが前提

○　法人実効税率の引下げは、日本の国際競争力強化に資すると考えられる一方、仮に、地方税で法人実効税率を１％引き下げる場合、その減収額は東京都だけで最大約2,000億円にも及ぶ。

○　景気動向に左右されやすく、不安定な構造を有した法人二税に大きく依存する都財政において、確実な代替財源なき税率の引下げは、将来に深刻な影響を及ぼす。

○　更に、東京都には、オリンピック・パラリンピックの開催準備や少子高齢化対策など、将来にわたって膨大な行政需要があることから、安定的な代替財源の確保が必要である。

実効税率引下げに伴う東京都の影響額

国税１％引下げに伴う影響額	最大▲250 億円
地方税１％引下げに伴う影響額	最大▲2,000 億円

法人二税の超過課税について

超過課税の廃止・引下げを国が要請することは、
憲法によって保障された地方の課税自主権を無視した行為である

○　法人実効税率引下げ議論の中で、法人二税の超過課税を行っている東京都を基準に６％引き下げるか、標準税率を基準に５％引き下げるかの議論が浮上している。

○　東京都などに対して、超過課税の廃止を要請する意向が国側にある旨の報道がなされるが、**超過課税などの課税自主権は、地域の実情に応じた行政運営を行う上で必要不可欠である。**

これに応ずることは、課税自主権の放棄であり、自ら地方自治を後退させることになる

○　超過課税はすべての都道府県で行われており、東京都の実効税率35.64%に対し、県庁所在地の平均は35.3%となっている。

○　仮に東京都だけが超過課税の廃止等を行った場合、さらなる東京への企業の集積を加速化させることも懸念される。

《各自治体における超過課税の状況》（各県庁所在地における実効税率）

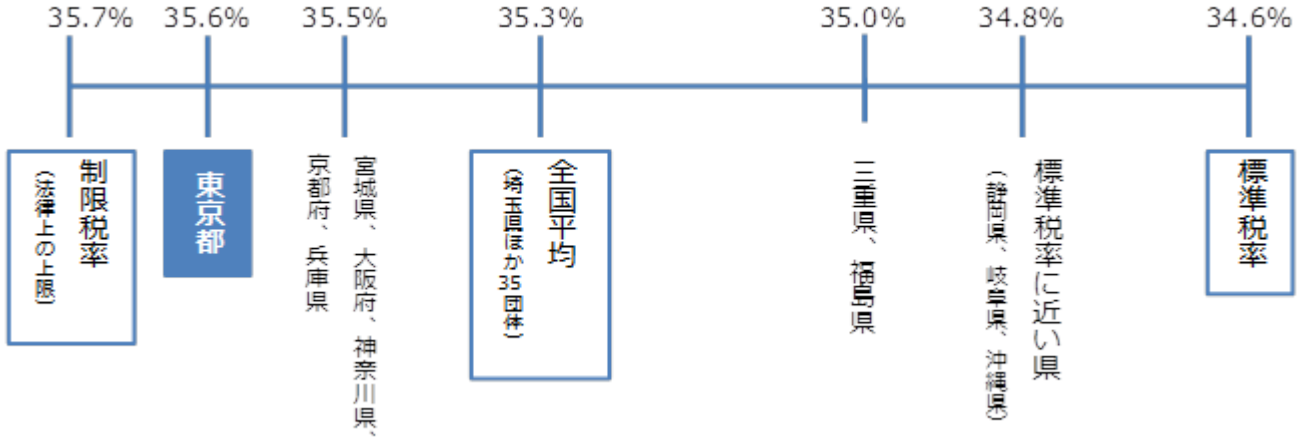

※　表示桁数未満の税率は切り捨てている

外形標準課税の拡大について

外形標準課税の拡大は、地方税のあるべき姿の一つ

○　法人実効税率引下げ議論の中で、課税ベースを拡大し、法人課税を、広く薄く負担を求める構造に変えるために、外形標準課税を拡大すべきとの議論が浮上している。（外形標準課税の拡大により、所得割の税率を減少させ、その結果、法人実効税率が低下）

○　外形標準課税は以下の特徴がある

①　**応益課税としての税の性格を明確化**する

②　広く薄い課税により**公平性を確保**する

③　**税収安定化**に資する

④　外形標準課税の拡大は、所得課税割合の軽減となり、**成果を出す企業を後押し**する

○　**中小法人への拡大については、**その**負担に配慮**し、**慎重**であるべき

＜外形標準課税の概要＞

導入時期：平成16年度

対象法人：資本金１億円超の法人

課税方法：所得割の一部に代えて、付加価値割、資本割によって課税

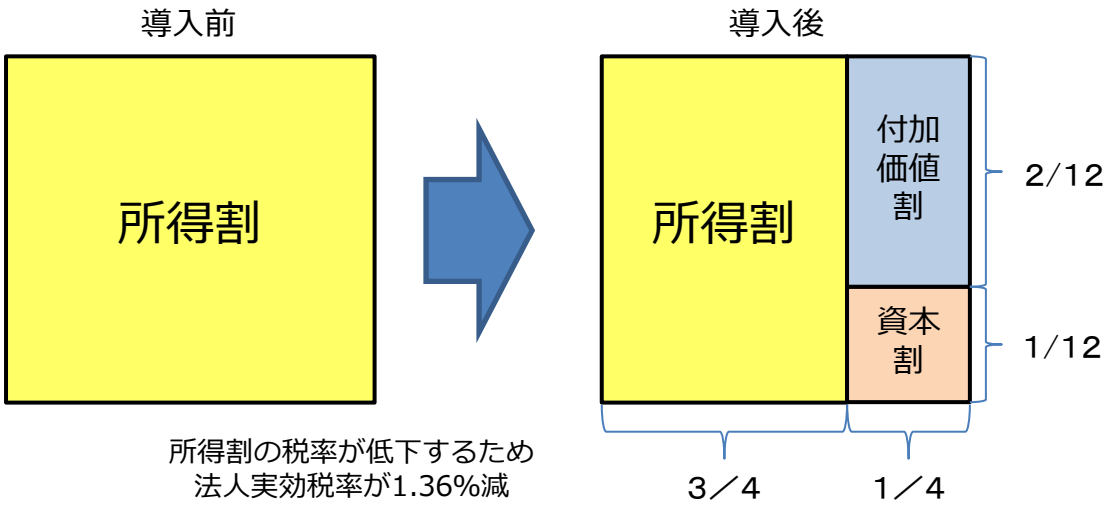

Ⅲ　税源の偏在是正問題に関する
これまでの動きと東京都の主張

法人事業税の暫定措置について

○　**国は、三位一体の改革により5.1兆円もの地方交付税等総額を削減し、地方財政の困窮を招いたが、**これを地域間の税収の差が拡がることから生ずる**都市と地方の財政力格差の問題へと置き換えた。**

○　平成20年度税制改正において、消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の一部を分離し、**地方法人特別税及び地方法人特別譲与税（＝法人事業税の暫定措置）**を導入した。

《法人事業税の暫定措置のイメージ》

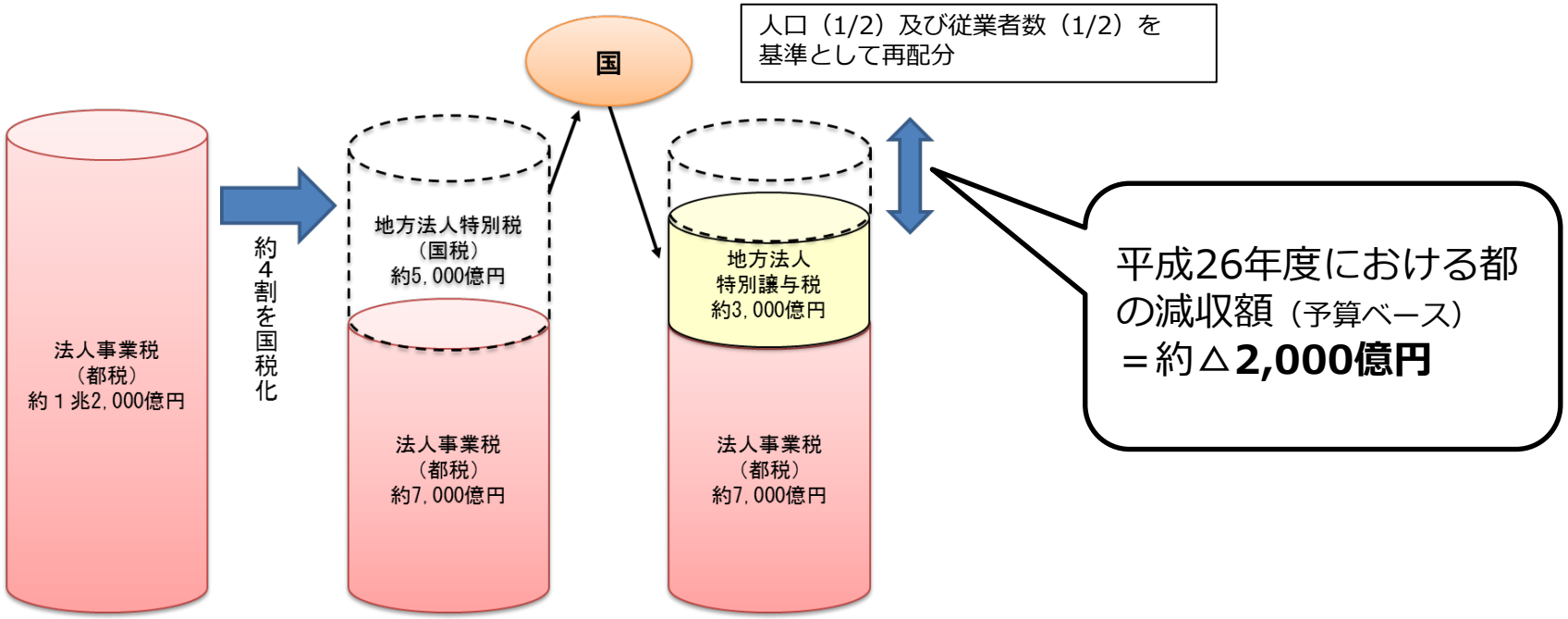

法人事業税の暫定措置により、これまで東京都が奪われた財源は
累計約１兆円 に及ぶ

法人事業税の暫定措置の問題点

法人事業税の暫定措置は、受益と負担という
地方税の原則に反し、地方自治を侵害するものである

◆問題点１　地方税における応益性の原則に反する

○　地方税には、地方自治体が提供する公共サービスの受益に応じて税を負担するべきという応益性の原則がある。この点、法人事業税の暫定措置は、法人が**公共サービスの提供を受けている地方自治体とは関係なく税が配分される**ことから、**受益と負担の関係が分断されている。**

◆問題点２　地方分権に逆行する

○　地方が課税権を有する法人事業税を国が取り上げて再配分することは、**企業誘致など地方自治体の地域活性化に向けたインセンティブを阻害**するなど、地方税の充実を図るという**地方分権の考え方に逆行**したものである。

◆問題点３　地方の意思を無視し、国が一方的に制度設計した

○　**法人住民税と法人事業税の国税化については、47都道府県が一致して反対していた**にもかかわらず、国が一方的に制度設計し、断行した。

平成26年度税制改正で示された地方法人課税の偏在是正①

（平成26年度与党税制改正大綱）

○　**消費税率８％段階：法人事業税の暫定措置は、３分の１の規模を法人事業税に復元**

法人事業税の暫定措置は確実に撤廃し、
地方税として復元すべきである

○　法人事業税の**暫定措置は、消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の措置**である。

○　平成26年４月から**地方消費税率が引き上げられたことから、暫定措置は当然に撤廃され、地方税として復元されるべきところ、**消費税率８％段階での地方税への**復元は３分の１にとどまった。**

○　そもそも、**法人事業税の暫定措置は、**受益と負担という地方税の原則に反し、地方自治を侵害するものであることから、**速やかに撤廃し、地方税として復元すべきものである。**

平成26年度税制改正で示された地方法人課税の偏在是正②

（平成26年度与党税制改正大綱）

○　消費税率10%段階：法人事業税の暫定措置を廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討を行う。

地方間の税収格差は、法人事業税の暫定措置導入前より縮小しており、これ以上の偏在是正措置を検討する理由はない

○　偏在性の小さい地方消費税が拡充されることにより、暫定措置を撤廃しても、税収のいわゆる「偏在度」は暫定措置導入前の水準を下回っており、**「他の偏在是正措置」を検討する合理的理由はもはやない。**

《法人事業税の暫定措置導入判断時と地方消費税引上げ後における税収偏在の状況（試算）》

		17年度（暫定措置導入判断時）	24年度	暫定措置撤廃・復元	消費税率８%段階 地方消費税率引上げ（1.7%）	消費税率10%段階 地方消費税率引上げ（2.2%）
人口１人当たり道府県税収	最大（東京都）	219,360円	179,184円	210,638円	230,494円	244,676円
	最小（沖縄県）	69,347円	71,462円	79,118円	89,676円	97,218円
	最大／最小	**3.16倍**	2.51倍	2.66倍	2.57倍	**2.52倍**

地方法人税について

○　**地方消費税率の引上げにより**、交付団体においては増収分が地方交付税の減となって相殺される一方、不交付団体では財源超過額の増となり、**地方公共団体間の財政力格差がさらに拡大する**との理由から、**法人住民税法人税割の一部を国税化し、その全額を交付税原資とする地方法人税が創設**された。

○　また、「消費税率10%段階においては、法人住民税法人税割の地方交付税原資化をさらに進める」ことが、平成26年度与党税制改正大綱で示されている。

《法人住民税法人税割の交付税原資化のイメージ》

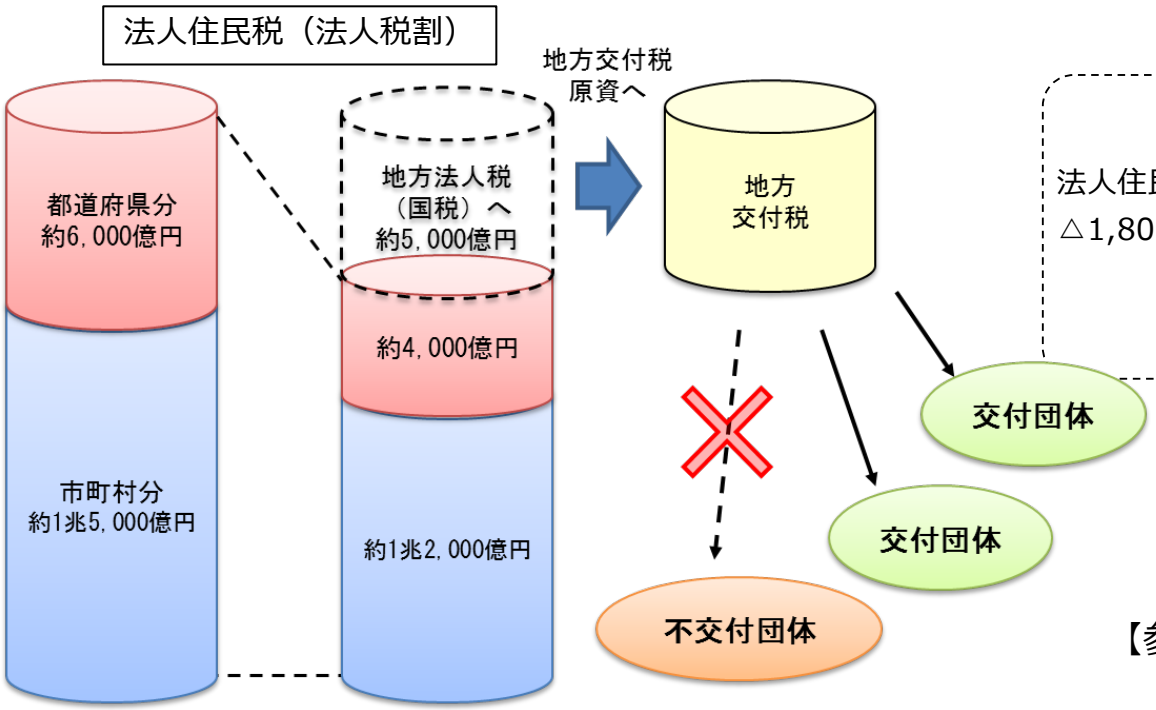

《交付税原資化による都税収入への影響（平年度）》

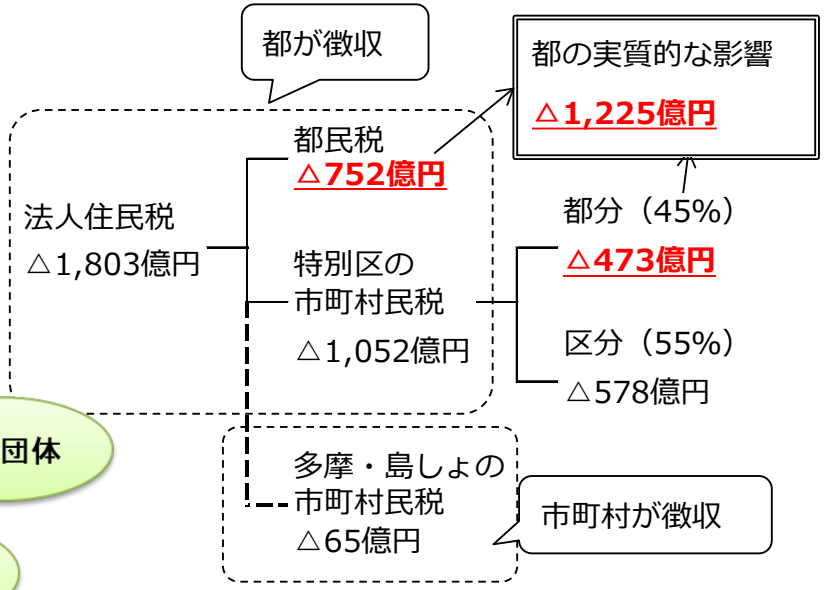

【参考】全国ベースの影響（平年度）
△4,908億円　（総務省資料より）

※全国における平成24年度の決算額（超過課税を除く）をもとに試算したもの

地方法人税の問題点

法人住民税の国税化は、自主財源である地方税を縮小することにほかならず、地方分権の流れに逆行する

◆問題点１　地方の財政自主権を弱めるもの

○　法人住民税は、**都道府県だけでなく、市町村を含む地方全体の貴重な自主財源であり、**これを国税化することは、**将来にわたり地方全体の財政自主権を弱めるもの**である。

○　地方税の国税化を地方自治体が容認することは、憲法に基づく**財政自主権を自ら放棄するのに等しい行為**である。

◆問題点２　地方交付税への依存を高め、地方分権に大きく逆行するもの

○　地方税の地方交付税原資化により、地方交付税への依存度が高まることは、自主財源である地方税の充実を図るという、**地方分権の考え方に大きく逆行**する。

○　法人住民税の国税化は、企業誘致などの**地方自治体の税源涵養に向けた取組への意欲を失わせるもの**である。

◆問題点３　地方交付税総額の増に繋がる保障はない

○　地方交付税の総額の決定に対して地方は直接的に関与する機会がないことから、実際に地方交付税総額が増えるという保障はなく、将来的に、**地方の財源が国の財政再建に用いられる**恐れがある。

Ⅳ　日本経済の成長を牽引することが東京の使命

日本経済の成長を牽引することが東京の使命

1　日本経済の再生には、その牽引役である東京の国際競争力を高め、より多くの富を生み出していくことが重要

2　東京がその活力を高め、日本全体を牽引していくためには、取り組むべき課題が山積

- ○　交通渋滞の解消、環境改善などの観点から環状道路をはじめとした都市インフラの整備
- ○　羽田空港の更なる空港容量の拡大・国際線の増枠に向けた取組
- ○　自然災害のリスクに対して、万全の備えを講じ、首都機能を維持していく取組
- ○　老朽化したライフラインや都市施設の維持・更新を進めて、都市の防災力を向上し、安全な都市を実現していく取組　など

3　東京への投資は、ひとり東京だけが利益を受けるものではなく、その効果は全国に波及

- ○　東京の道路などの都市インフラ整備による便益は、広く全国に及ぶ
- ○　東京への外国人旅行者の増加は、日本全体への旅行者の増加に繋がる
- ○　首都の治安を守る警察業務は、日本全体の社会機能の維持にも寄与　など

4　2020年東京オリンピック・パラリンピックは東京、そして日本の魅力を世界に発信し、日本再生へとつなげる起爆剤となるもの